

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

NTTグループは、100年以上の永きにわたりわが国の電気通信の発展を支えてきた自信・実績と世界をリードする研究開発力を基盤として「これからも安心・安全なサービスを提供し続け、いつまでも皆さまに信頼される企業としてお役に立ち続ける」ために、激しい競争環境の中でそれぞれの事業において求められる法の責務や社会的な使命を果たしながら、多様化し、増大するICTのニーズに応えられるよう積極的に事業を展開し、お客さまや株主の皆さまから常に高い信頼を得て持続的な発展をめざしてまいります。

この経営の基本方針の下、NTTグループは、2012年11月に策定した中期経営戦略「新たなステージをめざして」に基づき、お客様に選ばれ続ける「バリューパートナー」として、多様なプレイヤーとのコラボレーションを通じて、新たなサービスの創造やビジネス機会の創出に向けて取り組んでまいりました。

この度、2015年5月に新中期経営戦略「新たなステージをめざして 2.0」を策定しました。基本的な事業戦略は継続・強化した上で、「バリューパートナー」への自己変革を加速し、グループ全体を利益成長軌道へ乗せていくとともに、B2B2Xモデルを更に推進し新たな市場を開拓してまいります。

NTTグループでは、「企業としての社会的責任を自覚しつつ、社会の持続的な発展に貢献していくこと」を実践し、コンプライアンス(法律・法令遵守)や、個人情報の保護に最大限取り組むことはもとより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの提供等の業務を取締役や社員が適正に実施することを通じ、少子高齢化問題、介護・医療問題、エネルギー・環境問題等、社会的課題の克服に向けて、積極的に貢献していきます。

NTTグループの持株会社である当社といたしましては、株主や投資家の皆さまをはじめ、お客さまやお取引先、従業員など様々なステークホルダー(利害関係者)の期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するようコーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要であると考えており、(1)経営の健全性の確保、(2)適正な意思決定と事業遂行の実現、(3)アカウンタビリティ(説明責任)の明確化、(4)コンプライアンスの徹底、を基本方針として取り組んでおります。

(1) 経営の健全性の確保

当社は、業務執行の公正性を監督・監査する機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を置いて、取締役会・監査役会において監督・監査を実施するなど、経営の健全性の確保を図っております。

(2) 適正な意思決定と事業遂行の実施

当社の意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長及び各組織の長の責任・権限を定めた「責任規程」に基づいて行っております。また、会社経営及びグループ経営の基本的戦略を確立し、その円滑な遂行を図ることを目的に、社長、副社長、スタッフ組織の長などで構成される「幹部会議」を設置しており、取締役会で決議される事項についても、審議を充実させるため、事前に幹部会議で協議などを行っているほか、「幹部会議」の下に各種経営課題ごとに委員会を設置し、関係する取締役等も参加することにより、その解決や適正な意思決定に向けた議論を展開しております。また、取締役会や幹部会議で決議・決定された事項に対しては、当社「組織規程」に基づく主管組織が自主的かつ責任ある業務運営を実施することにより、適正な事業遂行を実施しております。

(3) アカウンタビリティ(説明責任)の明確化

当社は、適時・適切かつ公平な情報開示に努めており、このことによって市場から適切な企業評価を得ることが重要であると認識しております。そのため、当社は四半期決算を導入し、社長をはじめとする関係役員による説明会を開催するとともに、各種記者会見・報道発表等を通じてNTTグループの経営戦略を表明しており、当社ホームページにも迅速な情報開示を行うなど、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化を図っております。

(4) コンプライアンスの徹底

当社は、NTTグループ全ての役員及び社員を対象とする「NTTグループ企業倫理憲章」を策定し、企業倫理に関する基本方針や具体的行動指針を明確にすることで、法令遵守はもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくこととしております。これを実効あるものとするためには継続的な啓発活動を行う必要があると考えており、社員向けの企業倫理・CSR研修等を実施するとともに、企業倫理に関する社員への意識調査等も行なっております。更には、より風通しの良い企業風土の醸成に努めるため、社内・社外の申告受付窓口としてグループ横断的な「企業倫理ヘルプライン」受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付けております。なお、「企業倫理ヘルプライン」受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わないこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■原則1-4

当社は、様々な業界のパートナーとのコラボレーションやオープンイノベーションの推進を事業の方針としております。パートナーとの関係強化や協業促進などを総合的に勘案し、企業価値向上を図る観点から、必要と考える株式を保有することとしております。

政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の持続的な成長と、当社及び投資先企業の企業価値向上の観点から、株主として適切に議決権を行使します。

■原則1-7

取締役との取引やその他重要な取引は、事前に取締役会の承認を得ることとしております。なお、全ての取引について、会社や株主共同の利益を害することのないよう、市場価格等を勘案した公正且つ適切な取引条件を設定しております。

取締役や主要株主との間の取引については、社内規程等に則り法務担当等による審査を行うとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会に定期的に報告しております。

■原則3-1

(1) 本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。また、中期経営戦略につきましては、当社ホームページ(<http://www.ntt.co.jp/about/keiseisenryaku.html>)に掲載しておりますので、ご参照ください。

(2) 本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「取締役報酬関係」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」内「(3) 選任・指名」をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、本年度から、その理由を株主総会参考書類において説明することとしております。当社ホームページ掲載の「第30回定時株主総会招集ご通知」(http://www.ntt.co.jp/ir/shares/shareholders_meeting/pdf/shmeeting)

30_1.pdf) 8ページから11ページに記載しておりますので、ご参照ください。

■補充原則4－1－1

取締役会は、法令で定められた事項、及び会社経営・グループ経営に関する重要事項等、「取締役会規則」に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の意思決定については、適切に委任の範囲を定めております。詳細は、本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」内「(1)業務執行」をご参照ください。

■原則4－9

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、独自の基準を満たす社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。当社の基準の詳細については、本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「独立役員関係」、「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

■補充原則4－11－1

本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」内「(3)選任・指名」をご参照ください。

■補充原則4－11－2

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けており、兼職については合理的な範囲であると考えております。取締役・監査役の重要な兼職状況についての詳細は、当社ホームページ掲載の「第30回定時株主総会招集ご通知」(http://www.ntt.co.jp/ir/shares/shareholders_meeting/pdf/shmeeting30_1.pdf) 8ページから11ページ及び45ページから46ページに記載しておりますので、ご参照ください。

■補充原則4－11－3

取締役会については会社経営・グループ経営に係る重要事項等を取締役会にて決定し、四半期毎の職務執行状況報告の中で、その事項の執行状況について監督を実施しており、また、社外取締役や監査役と経営陣との意見交換会において、取締役会の現状及びその実効性を高めるための議論を客観的な視点を踏まえて実施しております。その結果、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

■補充原則4－14－2

会社の事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から役員を選任し、就任に際して、必要に応じて研修を行っております。また、就任後は市場動向や国内外の経済・社会問題など多岐にわたる研修を行っております。

■原則5－1

当社は株主の皆さまとの対話を重視した経営を推進しており、社長をはじめとする経営幹部は、機関投資家の皆さまとの個別面談や、個人投資家の皆さまに向けた説明会に参加するなど、株主の皆さまとの対話を積極的に進めております。中期経営戦略の策定にあたっては、株主の皆さまの意見も踏まえて検討・策定を実施したところです。

当社の方針・取組みの詳細は、本報告書「3 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財務大臣	369,062,906	32.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	36,602,500	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,248,700	2.66
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	15,407,516	1.36
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	12,597,898	1.11
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	10,241,875	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,998,800	0.88
NTT社員持株会	9,140,137	0.80
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	8,840,176	0.78
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505202	8,396,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、2015年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記の数値は株式分割前の2015年3月31日現在の数値です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は各グループ会社との意識合わせに基づいて、NTTグループ全体としての経営戦略を策定するとともに、各社に対し適宜適切な助言・あっせんを実施しており、各グループ会社はそれらを踏まえつつ、自ら経営責任を負い、独立して事業経営を行っています。

当社は上場子会社として、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート、株式会社エックスネット、株式会社エヌジェーケーを有しておりますが、当該子会社に関しても、自主・自律性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、NTTグループの持続的な成長・発展に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井 克彦	他の会社の出身者								△		△	
榊原 定征	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井 克彦	○	独立役員として指定している社外取締役の白井 克彦氏が総長を務めておりました早稲田大学と当社の間には取引又は寄付がございますが、以下のとおり株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社（「独立役員関係」、「その他独立役員に関する事項」※3参照）と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社からの寄付の合計額は、当該各事業年度における同大学の年間総収入のいずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。	白井 克彦氏は、教育機関の運営責任者としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 さらに、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
		独立役員として指定している社外取締役の榊原 定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社及び会長を務めております一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間には取引がございますが、以下のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 なお、同氏が東レ株式会社において務めておりました取締役会長につきましては2015年6月に退任しております。 ・直近の3事業年度における当社及び主	榊原 定征氏は、企業経営者としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に一般株主と利益

榊原 定征	○	要子会社と東レ株式会社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の売上高と比較していずれも1%未満である。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社と一般社団法人 日本経済団体連合会との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。	相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 さらに、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の報酬等に関する事項については、客観性・透明性の向上を目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される人事・報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査計画、監査結果等を聴取するなど定期的に情報交換を実施しております。
内部監査部門から監査結果について聴取するなど情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
友永 道子	公認会計士										△			
落合 誠一	学者										△		△	
飯田 隆	弁護士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

	独立	
--	----	--

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
友永 道子	○	独立役員として指定している社外監査役の友永 道子氏がシニアパートナーを務めておりました新日本有限責任監査法人と当社の間には取引がございますが、同氏が当社社外監査役就任前の2010年6月に同監査法人を退職していること、及び同監査法人との取引についても以下のとおりであり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同監査法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同監査法人の売上高と比較していずれも1%未満である。	友永 道子氏は、長年にわたり、公認会計士の職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 さらに、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
落合 誠一	○	独立役員として指定している社外監査役の落合 誠一氏が教授を務めておりました中央大学及び東京大学と当社の間には、取引又は寄付がございますが、以下のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 なお、同氏が教授を務めておりました中央大学につきましては、2015年3月に退職しております。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社と中央大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社から中央大学への寄付の合計額は、当該各事業年度においていずれも年間1,000万円以下であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社と東京大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社から東京大学への寄付の合計額は、当該各事業年度における同大学の年間総収入のいずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。	落合 誠一氏は、長年にわたり、法学研究を専門とする大学教授を務めていたことから、その経歴を通じて培った専門家としての知識、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 さらに、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
飯田 隆	○	独立役員として指定している社外監査役の飯田 隆氏が所属しておりました森・濱田松本法律事務所と当社の間には取引がございますが、同氏が当社社外監査役就任前の2011年12月に同事務所を退職していること、及び同事務所との取引についても以下のとおりであり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 ・直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同事務所との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立性判断基準を満たしている。	飯田 隆氏は、長年にわたり、法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。 さらに、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

- ・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。
 - (1) 当社の基準を超える取引先(※1)の業務執行者
 - (2) 当社の基準を超える借入先(※2)の業務執行者
 - (3) 当社及び主要子会社(※3)から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人
 - (4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体(※4)の業務執行者

なお、以上の(1)から(4)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

※1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社(※3)の取引合計額が、

- 当該事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。
- ※2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。
- ※3 主要子会社とは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社NTTドコモをいう。
- ※4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社からの寄付の合計額が、年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

賞与については、各事業年度における会社業績等を勘案の上、決定しております。また、月額報酬のうち、一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入するとともに、在任中はその株式を保有する仕組みを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。なお、事業報告及び有価証券報告書については弊社のホームページにおいて掲載しております。
<http://www.ntt.co.jp/ir/library/index.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり「NTTグループ人事方針」内において、取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

「NTTグループ人事方針」

【取締役の報酬】

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月額報酬と賞与から構成することとし、月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、賞与は当事業年度の会社業績等を勘案し、それぞれ支給します。

また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとします。

社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給します。

以上の方針に従い、取締役の報酬等に関する事項については、客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される人事・報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局を連絡先とし、常日頃より、業務執行に関する問合せ、説明等のサポートを実施しております。また、取締役会開催前に、事務局等より、資料の説明を行っております。社外監査役を含む監査役については、その職務を補助するため監査役室を設置し、監査役監査業務のサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役12名で構成されており、原則として毎月1回程度、定例取締役会を開催するとともに、必要のあるつど臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、及び会社経営・グループ経営に関する重要事項等、「取締役会規則」に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

当社は、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を2名選任しております。いずれの社外取締役についても、教育機関の運営責任者もしくは、企業経営者としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた「組織規程」に則って執行されており、意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長及び各組織の長の責任を定めた「責任規程」に基づいて行っております。また当社は、効果的なグループ経営の推進に向けた適切な意思決定を行うため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を審議する各種会議、委員会を必要に応じて設置しています。会社の重要な意思決定にあたっては、原則として、社長、副社長、常勤取締役及びスタッフ組織の長で構成する「幹部会議」において審議をした上で決定することとされており、原則として週1回程度開催することとしております。なお、意思決定の透明性を高めるため、「幹部会議」には監査役1名も参加しています。

また「幹部会議」の下に、会社経営戦略及びグループ経営戦略に関して課題ごとに議論する委員会を設置しています。おもな委員会としては、グループとしてのR&Dビジョンや技術開発戦略を審議する「技術戦略委員会」、一定規模以上の投資案件等を審議する「投資戦略委員会」、財務に関する基本方針や財務諸課題を審議する「財務戦略委員会」などがあります。これらの委員会は原則として社長・副社長を委員長とし、関係する取締役等が参加し、年間を通じて必要に応じて開催しています。

(2) 監査・監督

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、社内監査役2名と、社外監査役3名(各1名ずつ女性を含む)の合計5名で構成されており、そのうち1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、2014年度は、監査役会を22回開催しており、また、定期的な代表取締役との意見交換会や各取締役、グループ会社の代表取締役などとテーマに応じた議論を実施することで、取締役の業務の執行状況の実情を把握するとともに必要に応じて提言を行っております。社外監査役3名については、いずれも当社との間に一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役を含む当社の監査役は、取締役会等重要な会議に出席するほか、取締役の業務の執行状況に関し、適宜監査を行っております。また、会計監査人と定期的に監査計画、監査結果の情報を交換するなど連携を密にし、監査体制の強化に努めております。さらに、内部統制室から内部監査結果について聴取するなど情報交換を実施しております。なお、当社監査役会は、グループ会社の監査役と連携した監査を行っております。

監査役監査を支える体制として、専従スタッフ4名で構成する監査役室を設置しております。

会計監査については、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的な監査が行われることが重要と考えております。
2014年度の監査を執行した公認会計士は天野 秀樹、三浦 洋、前野 充次であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。なお、当該公認会計士の監査継続年数は、法律等の定め範囲内となっております。
また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士18名、その他23名であります。

(3)選任・指名

■選任の方針

当社は、以下のとおり「NTTグループ人事方針」内において、経営陣幹部・役員の選任の方針を定めております。

「NTTグループ人事方針」

【基本的な考え方】

NTTグループは、信頼され選ばれ続ける「バリューパートナー」として、お客様に対してワールドワイドに新たな価値を創造することを通じて、社会的課題の解決と安心・安全で豊かな社会の実現に寄与していきます。その価値観を共有できる人材をNTTグループ全体のトップマネジメント層にグループ内外から幅広く選任していくこととします。

【取締役候補の選任】

取締役候補は、NTTグループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任します。取締役会は、事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成とします。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

【監査役候補の選任】

監査役候補は、専門的な経験、見識等からの視点に基づく監査が期待できる人材を選任することとします。

なお、取締役の業務執行を公正に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外監査役とし、会社法に則り監査役の半数以上を選任します。

■選任の手続

取締役候補の選任手続については、独立社外取締役2名を含む人事・報酬委員会の審議を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとします。また、監査役候補の選任手続については、監査役候補の選任方針に基づき取締役が提案する監査役候補について、社外監査役が半数以上を占める監査役会における審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

以上の方針・手続に従い選任を行い、当社の役員は17名（取締役12名、監査役5名）となっております。また、そのうち女性役員は監査役2名となっております。

(4)その他

監査役報酬に関する事項については、監査役協議により決定しております。

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

また、当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。なお、社外取締役は、監査役及び内部統制室より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により事業運営を監督しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまの総会議案検討に要する期間を確保するため、2015年6月開催の定時株主総会より、招集取締役会開催後速やかに当社及び東京証券取引所のホームページに早期開示することとしました。(本年は、開催日の約6週間前に開示) また、発送については、本年は開催日の約3週間前に実施するなど早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	極力、集中日を避けた開催に努めておりますが、社外役員が、他の会社等の役員を兼職していることを踏まえ、最も都合の良い日程で開催日を調整しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの議決権行使手続の選択肢を広げるため、2002年6月開催の定時株主総会よりインターネットに接続可能なパソコンの利用による行使を可能とし、2004年6月開催の定時株主総会より、携帯電話による行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	2006年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による行使も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	事業報告を含む招集通知全文の英訳版を作成し、和文同様、当社及び東京証券取引所のホームページに早期開示しています。(本年は、開催日の約4週間前に開示)
その他	当社ホームページに議決権行使結果の臨時報告書(英訳有り)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。 なお、URLは次のとおりです。 http://www.ntt.co.jp/ir/disclosure_policy/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に開催している社長または副社長による決算説明会の模様を、個人投資家の皆さまにもインターネットによる動画のライブ配信・オンデマンド配信にて視聴いただける環境を整えるとともに、ご質問等をIR室にて受け付けております。 上記に加え、2014年度は全国各地で個人投資家説明会を60回以上開催するとともに、WEB説明会やIRフェアへの出展にも取り組みました。個人投資家説明会では、社長や副社長を含む経営幹部が登壇しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催し、社長または副社長より業績等について説明・質疑応答を行うとともに、インターネットによる動画のライブ配信・オンデマンド配信(英語通訳あり)を行っております。 上記に加え、社長や副社長を含む経営幹部が国内外のアナリスト・機関投資家とのミーティングを実施しているほか、NTT IR DAYなど、アナリスト・機関投資家のニーズを踏まえたテーマ別説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上記決算説明会の英語による配信に加え、社長や副社長を含む経営幹部が定期的に海外投資家を訪問し、業績等の説明・質疑応答を行っているほか、国内外で開催されているカンファレンスへ参加し、ミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知、財務データ、各種説明会のプレゼンテーション資料(動画配信含む)、株式に関する情報及びQ&A等をホームページに掲載しております。また、これらは英語での情報提供も行っております。 なお、IRに関するURLは次のとおりです。 http://www.ntt.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	投資家との対話の責任者は取締役財務部門長とし、財務部門にIR室を設置しております。 IR室を中心として、社内関係各部署及びグループ各社と密接に連携の上、積極的なIR活動を推進しております。 なお、株主・投資家の皆さまより頂いたご意見等については、経営幹部を含め広くグループ内で情報共有し、コミュニケーションの改善に活かすとともに、グループ経営の参考といたしております。	
その他	国内外の関係法令及び証券取引所の定める上場規程等に則り、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行うとともに、「内部者(インサイダー)取引規制に関する規程」を定め、インサイダー情報の適正な管理等を通じて内部者取引の未然防止に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
	企業の社会的責任を果たすためには、ステークホルダーの方々とのコミュニケーションが重要

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	であると考え、毎年アニュアルレポート(統合レポート)及びCSR報告書を発行し、その中において、「お客さま」「株主・投資家の皆さま」「お取引先の皆さま」など、ステークホルダーの立場を尊重する考え方を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	NTTグループでは、「NTTグループCSR憲章」に基づき、人と社会と地球がつながる安心・安全で豊かな社会の実現に貢献するべくCSRを推進し、事業を通じた社会的な課題解決への貢献に向けて取り組んでいます。なかでも、低炭素社会の実現に向けては、通信装置などの更なる省エネルギー化や太陽光発電などの自然エネルギーの利用を推進するとともに、ICTサービスの提供を通じて社会全体のCO2排出削減にも貢献しています。具体的な取り組みについては、毎年発行のアニュアルレポート(統合レポート)及びCSR報告書に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示統制手続きに関するディスクロージャー規程を制定するとともに、情報開示及びIR活動に関する基本方針としてディスクロージャーポリシーを定め、ステークホルダーの方々に対しNTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行っております。
その他	＜女性の活躍推進の取組に関して＞ NTTグループでは、これまで主要各社に専任組織を設けてダイバーシティ推進に取り組み、特に女性の活躍推進については、育児と仕事の両立を支援する制度の充実等を通じて女性社員が安心して働ける環境整備を進めるとともに、2020年度までに女性役員・管理者比率の倍増(2012年度末実績2.9%⇒2020年度6.0%)をめざします。今後も更に、キャリア開発支援や柔軟で効率的な働き方の実現に力を入れてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しています。決議の内容は、以下のとおりです。

1. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- (1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。
- (2) 上記内部統制システムの整備のため、内部統制室を設置し、規程・体制等の整備を統括するとともに、監査レビューの実施やグループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
- (3) 米国企業改革法及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。
- (4) 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- 1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- 2) 企業倫理については、NTTグループ企業倫理憲章を策定し、NTTグループ全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- 3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、副社長を委員長として、企業倫理委員会を設置する。
- 4) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の企業倫理ヘルプライン受付窓口及び弁護士を活用したグループ横断的な社外の企業倫理ヘルプライン受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いはい行わない。
- 5) 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。また、社内チェックの充実・強化を図るため、企業倫理に関する意識調査等を行なう。

(2) ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- 1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うためリスクマネジメント規程を策定する。
- 2) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、副社長を委員長として、会社運営に関わる新たなビジネスリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。
- 3) また、NTTグループが一体となってリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、ビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- 1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
 - 2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - 3) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - 4) さらにNTTグループを統括・調整する持株会社として、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を課題毎に議論し、適正な意思決定を行うための幹部会議、委員会を設置する。
- また、NTTグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- 1) 文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程、情報セキュリティマネジメント規程等を策定する。
- 2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

(5) NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、NTTグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTTグループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- 1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- 2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- 3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- 4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- 5) 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が実効的に行われることを確保するため、監査役を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- 1) 監査役を補助すべき専任の社員を配置するため、会社法上の重要な組織として監査役室を設置する。
- 2) 監査役室に所属する社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
- 3) 監査役室に所属する社員の人事異動、評価等について、監査役会の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- 1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - a. 幹部会議で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - c. 月次決算報告
 - d. 内部監査の状況
 - e. 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - f. ヘルプラインへの通報状況
 - g. グループ会社から報告を受けた重要な事項
 - h. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- 2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- 3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- 4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- 5) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

※参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、NTTグループ企業倫理憲章に則り、全ての役員及び社員が、国内外を問わず、法令、社会的規範及び社内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動することを基本的な考え方とともに、NTTグループビジネスリスクマネジメントマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する具体的対応方針を明文化し定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は株主の皆さまを始めとしたステークホルダーの方々の負託に応えられるよう、中長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要な経営情報の開示統制手続きを規定する「ディスクロージャー規程」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。

各組織の長が情報管理責任者として当該組織に係る経営情報の管理を行い、開示の決定にあたっては当該部門等及び関連する子会社における重要な経営情報に該当する可能性がある事実について、財務部門長に連絡することとしております。財務部門長が重要な経営情報に該当すると判断した場合、情報管理責任者は、その開示につき財務部門長と共同で幹部会議に重要な経営情報の開示を付議し、決定することとしております。ただし、幹部会議への付議を要しないと財務部門長が判断した場合は、財務部門長の決定により開示を行うことができるものとしております。

当社は、以上のプロセスに基づき開示の決定がなされた重要な経営情報を上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しております。

また、当社は「内部統制室」を中心に、ITを含めたグループ横断的な内部統制システムの構築・運用や業務改善、更には効率化等をこれまで以上に積極的に推進しております。NTTグループといたしましては、今後も、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行なっていく方針です。

コーポレート・ガバナンス体制（内部統制システムの概要を含む）

